

キッチンカー・移動販売車出店者募集 Q&A

Q1 キッチンカー・移動販売車の出店できる公園は3か所だけですか？

A1 キッチンカーの出店は、原則3か所とします。ただし、近隣にスーパー等がなく買い物に困難している場所については、移動販売車の設置できるスペースがあれば、どの公園でも可能とします。希望する公園があれば、相談に応じます。

Q2 応募登録申請とは？

QA 応募登録申請の審査後は、2回目以降は期間中であれば許可申請申請書と出店希望表のみの提出となります。ただし、期間中に営業許可書や生産物賠償責任保険(PL 保険)等の更新があった際には、随時提出してください。

Q3 都合により出店することができなかったが返金できますか？

A3 キッチンカー・移動販売車出店者応募要項に記載がありますとおり、還付はしませんので、予備日の設定は可能とします。ただし、重複した場合には第1希望を優先とします。また、市の都合により出店を取り消した場合のみ、別の日に振替えますが、それ以外の場合は還付します。

Q4 公園で設置している水道や電気は使用できますか？

A4 キッチンカー・移動販売車出店者応募要項に記載がありますとおり、出店者が用意してください。

Q5 市外業者でも出店は可能でしょうか？

A5 市外業者の出店も可能としていますが、希望出店日が重複した場合には市内業者を優先とさせていただきます。

Q6 募集期間はいつまでですか？

A6 募集については、2か月分を前月の1日から10日までに申請してください。期間を過ぎての申請は受け付けません。

例:4・5 月分は、3月1日から3月10日まで

6・7月分は、5月1日から5月10日まで

Q7 キッチンカー同士の販売品が重複した際には調整はありますか？

A7 調整することはありません。

Q8 販売価格に制限はありますか？

A8 販売価格については、一切干渉しませんが、市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと。また、販売価格で出店者同士のトラブルが発生した場合は、双方話し合いで解決してください。

Q9 キッチンカーで火気を取り扱いは、どうしたらいいのでしょうか？

A9 火気を取り扱う場合は、出店者で最寄りの消防署に「露店等の開設届出書等」の申請を行ってください。また、火の取り扱いには十分に気を付けてください。

Q10 宣伝看板等の設置は、可能ですか？

A10 許可面積を 15 m²としていますので、その範囲内であれば看板等の設置は可能としますが、通行人や公園利用者の安全を確保してください。また、許可面積15m²を超えて使用していることが発覚した時は、応募登録申請を取り消す場合もあります。

Q11 応募の際に2公園を希望することは可能でしょうか？

A11 可能です。また、同日に2か所の公園で出店する場合は、2か所分の費用がかかることになります。

Q12 イベントでマルシェを開催することは可能でしょうか？

A12 代表者が市内業者であれば、可能とする。ただし、公園緑地課と事前協議とする。協議内容としては、応募登録申請(代表者)があるか、出店台数、配置図等。

Q13 市主催や町会でのイベントに出店できますか？

A13 市主催や町会のイベントを優先することから出店はできません。
ただし、主催者が出店を認めた場合は、可とする。

Q14 発電機の使用は可能でしょうか？また、園内に置いていいか？

A14 使用は可能です。また、許可面積の 15m²内であれば置いて可能であるが、オイル漏れ等で地面が汚れないようにブルーシートや板等を下に敷いてください。